

物品の受入手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>府民文化部 文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>無償で譲り受けた（寄附採納）、下記物品について、寄附採納手続を行っていないかった。</p> <p>1 寄附物品 のれん 7枚 （大阪出身のイラストレーターが「笑い」をモチーフに作成した作品）</p> <p>2 設置場所 大阪府立上方演芸資料館</p>	<p>検出事項について、物品の受入事務を十分理解した上で、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （物品の出納の通知及び帳簿の記載） 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿（様式第39号） (2) 消耗品出納簿（様式第40号）</p> <p>【会計事務の手引】 第8章 物品 第4節 物品の出納 4 寄附採納による受入事務 (1) 寄附申出書の受理 寄附者より寄附申出書を受けます。ただし、軽易な物品（例えば、図書のようなもの）については、寄附申出書の省略ができます。 (2) 寄附採納伺書の作成及び決裁 寄附物品の採納受諾伺書を作成し、物品管理者の決裁を受け、出納員に合議します。 なお、負担付きの寄附又は贈与に該当するときは、議会の議決事項（地方自治法第96条第1項第9号）となります。 (3) 寄附受諾書の交付及び受入通知 物品管理者は、採納を決定したときは、寄附申込者に寄附受諾書を交付するとともに出納員へ受入通知します。</p>	<p>寄附申出者から申出書を受領し、物品調達システムの登録後に寄附受領書を交付した。 今後は、大阪府財務規則及び会計事務の手引に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

		<p>(4) 物品の受領 出納員は、寄附申込者から物品を受領し、受領書（受領印は公印を寄附者に交付します。</p> <p>(5) 出納簿への受入記簿 物品の受入通知に基づき、出納簿に受入記簿（受入日付は、物品受領書の受入日付）します。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）